

# 横浜市立藤の木中学校PTA慶弔規定

第1条 横浜市立藤の木中学校PTAの内規として慶弔規定を次のように定め  
本会会員および本校生徒に適用する。ただし、学校長、PTA会長の判断によ  
り本会会員および本校生徒以外にも適用する。

但し、大規模自然災害などの緊急事態時はこの限りではない。

## 第2条 (1) 慶 事

- ア. 会員が本校教育ならびにPTA活動に関することで、公的表彰  
・ 栄誉を受けたとき . . . . . 5,000円
- イ. 教職員子女出生のとき . . . . . 5,000円
- ウ. 教職員結婚のとき . . . . . 10,000円

## (2) 弔 事

- ア. 会員死亡のとき . . . . (花と) 10,000円
- イ. 生徒死亡のとき . . . . (花と) 10,000円
- ウ. 教職員配偶者死亡のとき . . . . (花と) 5,000円
- エ. 教職員実父母、同居の義父母死亡のとき  
. . . . (花と) 5,000円
- オ. 教職員子女死亡のとき . . . . (花と) 5,000円

## (3) 見 舞

- ア. 生徒の校内の負傷で（登下校を含む）入院加療を要するとき  
. . . . . 5,000円
- イ. 教職員が病欠2週間以上の欠勤加療を要するとき  
. . . . . 5,000円
- ウ. 役員、実行委員などが長期にわたる入院、加療を要するとき  
. . . . . 5,000円
- エ. 災害については、その都度被害状況を考慮して役員会にて協議  
する。

(4) 転退職 (感謝)

ア. 教職員 . . . . . (一律) 5,000円

イ. 校長、副校長 . . . . . 10,000円

(長期にわたるときは別に協議する)

ウ. 役員、実行委員、会計監査、常置委員任期終了のとき、記念品を贈呈する。

(5) 生徒卒業のとき . . . . . 記念品を贈る。

第3条 本規定は技術員、その他の教職員にも適用する。

第4条 本規定に定めない事項は実行委員会で協議し、急を要するときは会長の裁量で行い、事後実行委員会に報告する。

(附 則)

第5条 会員死亡のときは、生徒を通して地域会員に知らせ、実行委員は会を代表して弔意を表す。

第6条 平成3年5月18日に本規定の一部を改定する。

第7条 平成9年2月4日に本規定の一部(第2条の(3)、(4))を改定する。

第8条 平成21年3月25日に本規定の一部(第2条(2)、(4))を改定する。

第9条 平成27年2月17日に本規定の一部(第1条、第2条(2))を改定する。

第10条 令和3年5月21日に本規定の一部(第1条)を改定する。